

## 社会福祉法人志和大樹会 役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志和大樹会（以下「法人」という。）役員の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事及び評議員をいう。

(役員会等への出席報酬)

第3条 役員が役員会等に出席したときは、それぞれ別表1①、④、⑥により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(理事の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人の運営のために業務にあたった場合は、別表1③により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表1②により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人業務及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1⑤により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費及び費用弁償規程を準用するものとする。

(支給日)

第7条 役員報酬の支払いは、原則として当該会議等に出席した日の翌月25日（支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日）に本人口座へ振り込むものとする。

(適用除外)

第8条 法人の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない

い。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表1

内 容	報酬／1回	年間報酬の限度額	費用弁償
① 理事の理事会等出席	17,000	182万円以内 (①～⑤の合計)	3,000
② 理事の理事業務	15,000		3,000
③ 理事長の業務	17,000		3,000
④ 監事の理事会等出席	15,000		3,000
⑤ 監事の業務	15,000		3,000
⑥ 評議員の評議員会出席	8,000	96万円以内	3,000

※上記は源泉徴収前の金額です